

瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第40号

瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瀬戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年瀬戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定の下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)から(11)まで <省略> (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、 <u>介護予防訪問看護計画書（指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第70号。以下「県基準条例」という。）第25条の規定によりその定めるとおりとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備</u>	(指定介護予防支援の具体的取扱方針) 第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (1)から(11)まで <省略> (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、 <u>介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76</u>

<p>及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等<u>県基準条例第25条の規定によりその定めるとおりとされる指定介護予防サービス等基準</u>において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</p> <p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問看護計画書等県基準条例第25条の規定によりその定めるとおりとされる指定介護予防サービス等基準</u>において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p> <p>(14)から(28)まで <省略></p>	<p>条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</p> <p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、<u>介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準</u>において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</p> <p>(14)から(28)まで <省略></p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。